

第二六回

参第一二号

住宅公社法（案）

目次

- 第一章 総則（第一条 第八条）
- 第二章 経営委員会（第九条 第十八条）
- 第三章 役員及び職員（第十九条 第二十九条）
- 第四章 分譲住宅建設五箇年計画（第三十条・第三十一条）
- 第五章 業務（第三十二条 第五十条）
- 第六章 財務及び会計（第五十一条 第六十四条）
- 第七章 監督（第六十五条・第六十六条）
- 第八章 雑則（第六十七条 第七十二条）
- 第九章 罰則（第七十三条 第七十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 住宅公社は、国民大衆が健康で文化的な生活を営むに足りる耐火性能を有する住宅を建設し、これを住宅に困窮する者に適正な価格及び長期割賦支払の方法により譲り渡すことにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「住宅」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- 一 共同住宅内のもつぱら各居住者の居住の用に供する部分
- 二 共同住宅以外の家屋又はその部分でもつぱら各居住者の居住の用に供するもの

2 この法律において「住宅等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- 一 前項第一号の住宅については、当該住宅及びこれに应ずる共用部分の持分
- 二 前項第二号の住宅で当該住宅相互の間に共用部分を有するものについては、当該住宅及びこれに应ずる共用部分の持分
- 三 前項第二号の住宅で前号に掲げるもの以外のものについては、当該住宅

3 この法律において「共同住宅等」とは、共同住宅及び共同住宅以外の家屋で人の居住の用に供するものをいう。

4 この法律において「共同施設」とは、児童遊園、共同浴場、集会所その他住宅公社（以下「公社」という。）が譲り渡す住宅に居住する者の共同の福祉のために必要な施設で政令で定めるものをいう。

（法人格）

第三条 公社は、法人とする。

（事務所）

第四条 公社は、主たる事務所を東京都に置く。

2 公社は、建設大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(資本金)

第五条 公社の資本金は、公社成立の日の前日における日本住宅公団の資本金（地方公共団体の出資に係る金額を除く。）及び同日における住宅金融公庫の資本金の合計額に相当する額とし、政府がその全額を出資する。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算に定める金額の範囲内で、公社に追加して出資することができる。

(登記)

第六条 公社は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第七条 公社でない者は、住宅公社という名称又はこれに類似する名称を用いてはならない。

(法人に関する規定の準用)

第八条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条、第五十条及び第五十四条の規定は、公社に準用する。

第二章 経営委員会

(設置)

第九条 公社に、経営委員会を置く。

(権限)

第十条 次に掲げる事項は、経営委員会の議決を経なければならない。

- 一 業務方法書
- 二 予算、事業計画及び資金計画
- 三 決算
- 四 長期借入金及び短期借入金の借入並びに住宅債券の発行
- 五 長期借入金及び住宅債券の償還計画
- 六 その他経営委員会が特に必要と認めた事項

(組織)

第十一条 経営委員会は、委員五人及び職務上当然就任する特別委員（以下「特別委員」という。）二人をもつて組織する。

2 経営委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

3 委員長は、経営委員会の会務を総理する。

4 経営委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長を代理する者を定めておかななければならない。

(委員の任命)

第十二条 委員は、建設大臣が任命する。

(委員の任期)

第十三条 委員の任期は、四年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員の欠格条項)

第十四条 次の各号の一に該当する者は、委員となることができない。

- 一 国務大臣、国会議員、政府職員（人事院が指定する非常勤の者を除く。）又は地方公共団体の議会の議員
- 二 政党の役員
- 三 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて公社と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）
- 四 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）
- 五 公社の役員又は職員

(委員の解任)

第十五条 建設大臣は、委員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その委員を解任しなければならない。

2 建設大臣は、委員が次の各号の一に該当するに至つたときその他委員が委員たるに適しないと認めるときは、その委員を解任することができる。

- 一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- 二 職務上の義務違反があるとき。

(委員の報酬)

第十六条 委員は、報酬を受けない。ただし、旅費その他職務の遂行に伴う実費を受けるものとする。

(議決の方法)

第十七条 経営委員会は、委員長又は第十一条第四項に規定する委員長を代理する者及び三人以上の委員又は特別委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 経営委員会の議事は、出席者の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長が決する。

3 経営委員会は、理事又は公社の職員をその会議に出席させて、必要な説明を求めることができる。

(委員の公務員たる性質)

第十八条 委員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 役員及び職員

（役員）

第十九条 会社に、役員として、総裁一人、副総裁一人、理事十人及び監事二人を置く。

（役員職務及び権限）

第二十条 総裁は、会社を代表し、その業務を総理する。

2 副総裁は、総裁の定めるところにより、会社を代表し、総裁を補佐して会社の業務を掌理し、総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁が欠員のときはその職務を行う。

3 総裁及び副総裁は、第十一条第一項に規定する経営委員会の特別委員とする。

4 理事は、総裁が定めるところにより、会社を代表し、総裁及び副総裁を補佐して会社の業務を掌理し、総裁及び副総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁及び副総裁が欠員のときはその職務を行う。

5 監事は、会社の業務を監査する。

（役員任命）

第二十一条 総裁、副総裁及び監事は、建設大臣が任命する。

2 理事は、総裁が建設大臣の認可を受けて任命する。

（役員任期）

第二十二条 役員任期は、四年とする。ただし、最初の任命に係る理事のうち五人の任期は、二年とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員が欠員となつたときは、遅滞なく、補欠の役員を任命しなければならない。

4 補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

（役員欠格条項）

第二十三条 第十四条第一号から第四号までの一に該当する者は、役員となることができない。

（役員解任）

第二十四条 建設大臣又は総裁は、それぞれその任命に係る役員が第十四条第一号から第四号までの一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 建設大臣又は総裁は、それぞれその任命に係る役員が第十五条第二項各号の一に該当するときその他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

3 総裁は、前項の規定によりその任命に係る役員を解任しようとするときは、あらかじめ、建設大臣の認可を受けなければならない。

（役員兼職禁止）

第二十五条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事して

はならない。

(代表権の制限)

第二十六条 公社と総裁、副総裁又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合においては、監事が公社を代表する。

(代理人の選任)

第二十七条 総裁、副総裁及び理事は、公社の職員のうちから、公社の業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第二十八条 公社の職員は、総裁が任命する。

(準用規定)

第二十九条 第十八条の規定は、役員及び職員について準用する。

第四章 分譲住宅建設五箇年計画

(分譲住宅建設五箇年計画)

第三十条 建設大臣は、第一条の目的を達成するため、建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)第十条に規定する住宅対策審議会の意見を聞き、昭和三十三年度以降の毎五箇年を各一期として、当該期間中に公社が行うべき共同住宅等及び共同施設の建設に関する計画(以下「分譲住宅建設五箇年計画」という。)の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により閣議の決定を経た分譲住宅建設五箇年計画の大綱を国会に提出して、その承認を求めなければならない。

3 建設大臣は、前項の規定による国会の承認があつたときは、直ちに分譲住宅建設五箇年計画を公社の総裁に通知するとともに、これを公表しなければならない。

4 建設大臣は、都道府県知事に対し、第一項に規定する分譲住宅建設五箇年計画の案を作成するため必要な資料の提出又は報告を求めることができる。

(資金の確保)

第三十一条 政府は、公社が分譲住宅建設五箇年計画を実施するために要する経費について、国の財政の許す範囲内において、必要な資金の確保を図らなければならない。

第五章 業務

(業務の範囲)

第三十二条 公社は、第一条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- 一 共同住宅等の建設を行うこと。
- 二 住宅等の譲渡を行うこと。
- 三 共同施設の建設及び管理を行うこと。
- 四 共同住宅等及び共同施設の建設に必要な土地及び借地権の取得を行うこと。
- 五 公社が譲り渡した住宅等の敷地たる土地の賃貸を行うこと。
- 六 共同住宅等に関する調査及び研究を行うこと。

七 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

- 2 前項に規定するもののほか、公社は、共同住宅又は共同施設並びに共同住宅及び共同施設以外のものをあわせて一の建築物として建設することが土地の合理的利用及び災害の防止に寄与する場合においては、委託により、当該共同住宅及び共同施設以外のものの建設に関する業務を行うことができる。

(共同住宅等の建設基準等)

第三十三条 公社は、共同住宅を建設しなければならない。ただし、敷地その他の事情によりやむを得ない場合は、第二条第三項に規定する共同住宅以外の家屋を建設することができる。

- 2 公社が建設する共同住宅は、地上階数四以上を有するものでなければならない。ただし、前条第二項に規定する建築物の一部として建設される場合及び敷地その他の事情によりやむを得ない場合は、この限りでない。

- 3 公社が建設する共同住宅等は、その主要構造部（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第五号に規定するものをいう。）が耐火構造（同法同条第七号に規定するものをいう。）のものでなければならない。

- 4 公社が建設する共同住宅等は、安全上、衛生上及び耐久上必要な規模、構造及び設備を有するものでなければならない。

- 5 公社が建設する住宅の床面積は、六十七平方メートルをこえてはならない。

- 6 公社が建設する住宅には、公社は、間仕切壁及び畳、建具その他の造作で政令で定めるものを設けてはならない。

- 7 公社が前条第二項の規定により建設することができる建築物は、地上階数三以上を有するものでなければならない。かつ、当該建築物内の共同住宅及び共同施設以外の部分の床面積が共同住宅及び共同施設の部分の床面積をこえるものであつてはならない。ただし、政令で定める場合においては、この限りでない。

- 8 公社が建設する共同住宅等の構造について必要な技術的事項は、建設省令で定める。

(共同施設)

第三十四条 公社は、一団の土地に五十戸以上の住宅を建設する場合には、これにあわせて必要な共同施設の建設を行わなければならない。

- 2 公社は、適切な能力を有すると認められる者に対し、共同施設の経営を委託することができる。

- 3 公社は、共同施設の使用に関し適正な使用料を徴収することができる。

(敷地の選定基準)

第三十五条 公社は、その建設する共同住宅等の敷地については、安全上及び衛生上良好な土地であるとともに、当該住宅に居住する者が健康で文化的な生活を営むに足りる環境を有する土地であるようにその位置を選定しなければならない。

(住宅等の譲渡等)

第三十六条 公社は、その建設する住宅等を、自ら居住するために住宅を必要とする者に対し、譲り渡さなければならない。

2 公社は、前項の規定により住宅等を譲り渡す場合には、これにあわせて同項に規定する者に対し当該住宅等の敷地たる土地を賃貸しなければならない。

（住宅等を譲り受けるべき者の公募）

第三十七条 公社は、住宅等の所在、規模及び構造並びに譲渡の対価、住宅等を譲り受けるべき者の資格その他住宅等の譲渡に関し必要な事項を公示して、住宅等を譲り受けるべき者を公募しなければならない。

（住宅等を譲り受けるべき者の選定）

第三十八条 公社は、住宅等を譲り渡す場合において、住宅等の譲受の申込をした者の数が譲り渡すべき住宅等の数をこえるときは、その申込をした者の住宅を必要とする理由を十分に審査して、住宅等を譲り受けるべき者を公正に選定しなければならない。

（住宅等の所有権の移転）

第三十九条 公社が前条の規定により選定された者と住宅等の譲渡契約を締結したときは、その日において、当該住宅等の所有権は、その者に移転する。

2 公社は、前項の住宅等の譲渡契約を締結する場合には、当該住宅等の対価につき公社が有する債権を担保させるため、当該住宅等の上に抵当権を設定させなければならない。

（住宅等の対価等）

第四十条 公社が譲り渡す住宅等の対価は、当該住宅等の建設費を基準として算出した額とする。

2 公社が賃貸する土地の賃貸料は、近傍類地の賃貸料を参酌して算出した額とする。

3 第一項の建設費の範囲並びに同項の対価及び前項の賃貸料の算出方法は、政令で定める。

（対価の支払方法）

第四十一条 住宅等の対価の支払は、支払期間十年以上三十五年以内、年利五分五厘の割賦支払の方法によるものとする。

2 公社から住宅等を譲り受けた者（その者から第四十七条の規定により当該住宅等及び土地についての権利義務を承継した者を含む。）（以下「譲受人」という。）は、第三十九条第一項の規定による当該住宅等の譲渡契約が成立した日から十年を経過した日以後においては、いつでも住宅等の対価の残額の全部又は一部の支払をすることができる。

（契約の解除）

第四十二条 公社は、譲受人が次の各号の一に該当する場合においては、住宅等の対価の支払が完了するまでの間、当該住宅等の譲渡契約及び当該土地の賃貸借契約を解除することができる。

一 譲受人が六箇月以上割賦金の支払をしなかつたとき、又は正当な理由がなくて割賦金の支払を怠つたと認められるとき。

- 二 譲受人が六箇月以上土地の賃借料の支払をしなかつたとき、又は正当な理由がなくて土地の賃借料の支払を怠つたと認められるとき。
- 三 譲受人が不正の方法により当該住宅等の譲渡契約及び当該土地の賃貸借契約を締結したとき。
- 四 譲受人が当該住宅を居住の目的以外の目的に供したとき。
- 五 譲受人が不正の方法によつて第四十六条第一項の公社の承認を受けたとき。
- 六 前各号に掲げるもののほか、譲受人が正当な理由がなくて当該住宅等の譲渡契約又は当該土地の賃貸借契約の条項に違反したとき。

(解除の効果)

第四十三条 公社が前条の規定により住宅等の譲渡契約を解除したときは、公社はその時までに譲受人が住宅等の対価として支払つた額に相当する金額を返還し、譲受人は住宅等を原状を回復して返還しなければならない。ただし、正当な第三者の権利を害することができない。

- 2 公社は、前条の規定により住宅等の譲渡契約を解除した場合においては、譲渡契約の成立の日よりその解除の日に至るまでの期間における当該住宅等の使用料を徴収することができる。
- 3 前項の使用料の算出方法は、政令で定める。

(一時支払の請求)

第四十四条 公社は、譲受人が第四十二条各号の一に該当する場合においては、第四十一条第一項の規定にかかわらず、いつでも住宅等の対価の残額の一時支払を請求することができる。

(譲渡又は賃貸の条件の変更等)

第四十五条 災害その他特殊の理由により、譲受人が割賦金又は賃借料の支払を行うことが著しく困難となつた場合においては、公社は、住宅等の譲渡若しくは土地の賃貸の条件の変更又は延滞賃貸料(その利息を含む。)の支払方法の変更をすることができる。

(住宅等についての権利の設定又は移転の制限)

第四十六条 公社が譲受人に譲り渡した住宅等又は公社が譲受人に賃貸した土地について、住宅等の対価の支払の完了前において、所有権を移転し、又は質権、抵当権若しくは賃借権その他の使用若しくは収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転しようとする場合においては、当事者は、公社の承認を受けなければならない。ただし、建設省令で定める場合においては、この限りでない。

- 2 前項の承認を受けないでした行為は、その効力を生じない。

(譲受人の権利義務の承継)

第四十七条 前条第一項の規定による公社の承認を受けて住宅等の所有権及び土地の賃借権を譲り受けた者は、その譲受の日において、当該住宅等及び土地について公社に対する譲受人の権利義務を承継する。

(業務の委託)

第四十八条 公社は、建設大臣の認可を受けて、地方公共団体に対し、その業務の一部を委託することができる。

2 公社は、前項の規定により業務の一部を委託しようとする場合においては、当該業務の委託を受ける地方公共団体（以下「受託者」という。）に対し、委託業務に関する準則を示さなければならない。

3 公社は、第一項の規定により業務を委託した場合においては、受託者に対し、建設大臣の認可を受けて定めた額の手数料を支払わなければならない。

4 公社は、必要があると認める場合においては、受託者に対し、当該委託業務の処理について報告をさせ、又は役員若しくは職員をして当該委託業務について必要な調査をさせることができる。

(業務方法書)

第四十九条 公社は、業務開始の際、業務方法書を定め、これを建設大臣に提出し、その認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、また同様とする。

2 前項の業務方法書には、共同住宅等及び共同施設の建設基準、共同住宅等の敷地の選定基準、住宅等を譲り受けるべき者の公募方法及び選定基準、住宅等の譲渡及び土地の賃貸の条件並びにその変更、住宅等の対価及び土地の賃貸料並びにその支払方法及びその変更、譲り渡した住宅等及び賃貸した土地についての権利の設定及び移転、共同施設の経営方法、委託業務に関する準則、受託業務に関する準則その他公社の業務に関し建設省令で定める必要な事項を記載しなければならない。

(業務報告書)

第五十条 公社は、毎事業年度、業務報告書を作成し、当該事業年度経過後二箇月以内に建設大臣に提出しなければならない。

2 建設大臣は、前項の規定により業務報告書の提出を受けたときは、これに意見を附し、内閣を経て国会に報告しなければならない。

3 第一項に規定する業務報告書の記載事項は、建設省令で定める。

第六章 財務及び会計

(事業年度)

第五十一条 公社の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

(予算の認可等)

第五十二条 公社は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、事業年度開始前に建設大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 公社は、前項の規定により建設大臣の認可を受けたときは、当該認可に係る資金計画を遅滞なく会計検査院に提出しなければならない。

(決算)

第五十三条 社は、毎事業年度の決算を翌年度六月三十日までに完結しなければならない。

第五十四条 社は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下この条及び次条において「財務諸表」という。）を作成し、決算完結後一箇月以内に建設大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

2 社は、前項の規定により建設大臣の承認を受けたときは、遅滞なく当該財務諸表を公告しなければならない。

第五十五条 社は、毎事業年度、予算の区分にしたがいその実施の結果を明らかにした説明書を作成し、前条第一項の規定により建設大臣の承認を受けた当該事業年度の財務諸表を添え、遅滞なく建設大臣に提出しなければならない。

2 建設大臣は、前項の規定により説明書及び財務諸表の提出を受けたときは、これを内閣に送付しなければならない。

3 内閣は、前項の規定により送付を受けた説明書及び財務諸表を会計検査院の検査を経て国会に報告しなければならない。

4 第一項に規定する説明書の記載事項は、建設省令で定める。

（利益及び損失の処理）

第五十六条 社は、毎事業年度、経営上利益を生じた場合において、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 社は、毎事業年度、経営上損失を生じた場合において、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

（借入金及び住宅債券）

第五十七条 社は、建設大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は住宅債券を発行することができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額を限り、建設大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 第一項の規定により社が発行する住宅債券の債権者は、社の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

6 社は、建設大臣の認可を受けて、住宅債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

7 前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社については、商法（明治三十二年法

律第四十八号) 第三百九条から第三百十一条までの規定を準用する。

8 第一項及び第四項から前項までに定めるもののほか、住宅債券に関し必要な事項は、政令で定める。

(政府からの貸付等)

第五十八条 政府は、公社に対し、長期若しくは短期の資金の貸付をし、又は住宅債券の引受をすることができる。

(債務保証)

第五十九条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和三十二年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、公社の債務について、保証契約をすることができる。

(償還計画)

第六十条 公社は、毎事業年度、長期借入金及び住宅債券の償還計画をたてて、建設大臣の認可を受けなければならない。

(余裕金の運用)

第六十一条 公社は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債の保有

二 銀行への預金又は郵便貯金

(給与及び退職手当の支給の基準)

第六十二条 公社は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定め、又は変更しようとするときは、建設大臣の承認を受けなければならない。

(会計検査)

第六十三条 公社の会計については、会計検査院が検査する。

(建設省令への委任)

第六十四条 この法律及びこれに基く命令に規定するもののほか、公社の財務及び会計に関し必要な事項は、建設省令で定める。

第七章 監督

(監督)

第六十五条 公社は、建設大臣が監督する。

2 建設大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公社に対して、その業務に関し、監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第六十六条 建設大臣は、必要があると認めるときは、公社若しくは受託者たる地方公共団体に対して報告をさせ、又はその職員をして公社若しくは受託者たる地方公共団体の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。ただし、受託者たる地方公共団体に対しては、当該委託業務の範囲内に限る。

- 2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを呈示しなければならない。

第八章 雑則

(解散)

第六十七条 会社の解散については、別に法律で定める。

(恩給)

第六十八条 恩給法（大正十二年法律第四十八号）第十九条に規定する公務員（以下この条において「公務員」という。）又は同条に規定する公務員とみなされる者（以下この条において「公務員とみなされる者」という。）が引き続いて会社の役員又は職員となつたときは、恩給法の一部を改正する法律（昭和二十二年法律第七十七号。以下「法律第七十七号」という。）附則第十条の規定の適用については、法律第七十七号附則第十条第一項中「引き続いて公務員又は公務員とみなされる者として在職し」とあるのは、「引き続いて公務員若しくは公務員とみなされる者又は住宅会社の役員若しくは職員として在職し」と読み替えるものとする。

- 2 他の法律の規定において法律第七十七号附則第十条の規定を準用するときは、前項の規定により読み替えられた同条第一項の規定を準用するものとする。
- 3 会社の設立の際現に公務員又は公務員とみなされる者として在職する者が、引き続いて会社の役員又は職員となり、更に引き続いて公務員又は公務員とみなされる者となつたとき（会社の設立の際現に公務員又は公務員とみなされる者として在職する者が引き続いて公務員又は公務員とみなされる者として在職し、更に引き続いて会社の役員又は職員となり、更に引き続いて公務員又は公務員とみなされる者となつたときを含む。）は、その公務員又は公務員とみなされる者に給付すべき普通恩給については、当該会社の役員又は職員としての在職年月数を公務員又は公務員とみなされる者としての在職年月数に通算する。
- 4 第一項（他の法律の規定において第一項の規定により読み替えられた法律第七十七号附則第十条第一項の規定を準用するときを含む。）及び前項の規定は、会社の役員又は職員となるまでの公務員又は公務員とみなされる者としての在職年が普通恩給についての最短恩給年限に達する者については、適用しないものとする。
- 5 第三項の規定の適用を受ける者についての恩給法第六十四条ノ二の規定の適用又は準用については、会社の役員又は職員としての就職を再就職とみなす。

第六十九条 会社は、前条第一項（他の法律の規定において同条同項の規定により読み替えられた法律第七十七号附則第十条第一項の規定を準用するときを含む。）及び第三項の規定の適用を受ける会社の役員若しくは職員であつた者又はその遺族の恩給の支払にあてる金額を、政令で定めるところにより、国庫又は地方公共団体に納付するものとする。

(大蔵大臣との協議)

第七十条 建設大臣は、次の場合には、あらかじめ大蔵大臣と協議しなければならない。

- 一 第五十二条第一項、第五十七条第一項、第二項ただし書及び第六項並びに第六十条の規定による認可をしようとするとき。
- 二 第五十四条第一項及び第六十二条の規定による承認をしようとするとき。
- 三 第六十四条の規定により建設省令を定めようとするとき。

(他の法令の準用)

第七十一条 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)その他政令で定める法令については、政令で定めるところにより、公社を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

(実施規定)

第七十二条 この法律の実施のための手続その他その施行について必要な事項は、政令で定める。

第九章 罰則

第七十三条 公社が第六十六条第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その違反行為をした公社の役員又は職員を五万円以下の罰金に処する。

第七十四条 次の場合においては、その違反行為をした公社の役員又は職員を三万円以下の過料に処する。

- 一 この法律により建設大臣の認可を受け、又は承認を得なければならない場合において、その認可を受けず、又は承認を得なかつたとき。
- 二 第六条第一項及びこれに基く政令の規定に違反して、登記することを怠つたとき。
- 三 第三十二条に規定する業務以外の業務を行つたとき。
- 四 第三十七条又は第三十八条の規定に違反して、公募しないで又は不正に住宅等を譲り受けるべき者を選定したとき。
- 五 第四十条の規定により算出される額をこえて住宅等の対価又は土地の賃貸料の額を契約し、又は受領したとき。
- 六 第六十一条の規定に違反して、業務上の余裕金を運用したとき。
- 七 第六十五条第二項の規定による命令に違反したとき。

第七十五条 第七条の規定に違反して、住宅公社という名称又はこれに類似する名称を用いた者は、一万円以下の過料に処する。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 日本住宅公団及び住宅金融公庫を公社に改組するための手続、日本住宅公団及び住宅金融公庫から公社への財産及び職員の引継その他この法律施行のため必要な事項は、別に法律又は政令で定める。
- 3 第七条の規定は、この法律施行の際現に住宅公社又はこれに類似する名称を用いてい

る者については、この法律施行の日から六箇月を限り、適用しない。

理 由

現下の住宅難の実情にかんがみ、国民大衆が健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を建設し、これを住宅に困窮する者に適正な価格及び長期割賦支払の方法により譲り渡すことを目的として、住宅公社を設立する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。